１　日本・アルゼンチン外交関係樹立１２５周年ロゴマークの使用について

（１）本ロゴマークは、政府主催の公式行事等において、日本・アルゼンチン外交関係樹立１２５周年の一連の事業のオフィシャル・ロゴマークとして使用されますが、政府関係機関、国際機関、地方自治体、外交団、民間企業、NGO及び市民団体等が行事等を行う場合に、広くロゴマークをご利用いただくことができます。

（２）但し、本ロゴマークの著作権は在アルゼンチン日本国大使館及び駐日アルゼンチン共和国大使館に帰属するため、使用を希望される場合は、事前に同大使館に対し申請し、承認を受ける必要があります。（注：日本での使用については駐日アルゼンチン共和国大使館に、アルゼンチンでの使用については在アルゼンチン日本国大使館に申請する。）

（３）以下の基準に合致する場合に、本ロゴマークを使用することができます。

ア　使用する主体が日本・アルゼンチン外交関係樹立１２５周年の広報・PRに協力することについて具体的な意思を有すること。

イ　ロゴマークの使用目的が、総合的に判断して、日本・アルゼンチン外交関係樹立１２５周年の趣旨に沿っているものであること。その使用によって同周年の意義、重要性が損なわれたり、同周年事業の準備・実施の上で支障が生じる恐れがないこと。

ウ　日本・アルゼンチン外交関係樹立１２５周年の品位を傷つける、又は正しい理解の妨げとなるような使用はしないこと。

エ　ロゴマークの形状、色彩等を損なうことなく使用すること。定められた規格、色等に従い使用するものとし、その一部のみ切り離しての使用や、ロゴマークの変形、もしくは他の図形、文字等と重ねての使用はしないこと。

オ　特定の政治、思想、宗教等の活動の目的への使用はしないこと。

カ　在アルゼンチン日本国大使館又は駐日アルゼンチン共和国大使館において、ロゴマークが使用されている状況、結果等を確認できること。

キ　法令及び公序良俗に反して使用される恐れがないこと。

ク　特定の商品等の品質や安全性を保証する目的で利用される恐れがないこと。

２　使用申請

申請フォームに所定事項を記入し、事業開始４週間前まで（但し、最終受付日は２０２３年１２月２５日（月曜日）まで）に申請先まで提出して下さい。その後、認定の可否を連絡します。

申請先及び問合せ先：在アルゼンチン日本国大使館　centro-info@bn.mofa.go.jp

３　注意事項

（１）記念事業認定の承認は、資金助成を意味するものではありません。

（２）日亜外交関係樹立１２５周年記念ロゴの付与は在アルゼンチン日本国大使館の後援名義の付与には当たりません。後援名義の付与を希望される方は、メール（centro-info@bn.mofa.go.jp）で申請頂き、指定の手順に従って手続を行ってください。

（３）ロゴマークの使用及び記念事業認定が認められた場合でも、ロゴマークの使用・事業実施の全ての責任は申請者にあり、在アルゼンチン日本国大使館及び駐日アルゼンチン共和国大使館は、何らの責任を負いません。

（４）ロゴマークの使用目的及びその方法等に変更が生じる場合、又は、ロゴマーク使用を中止した場合は、直ちにその旨を電子メールにて通知して下さい。

（了）